

復興大臣 田中 和徳 様

浪江町の復興・創生に向けた要望書

令和元年9月18日

福島県双葉郡浪江町長 吉田 数博



政府は、本年3月に「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針を変更し、改めて復興・創生期間後も継続して国が前面に立って取り組むことが示された。

浪江町においては、避難指示の一部解除から2年半が経過したところであるが、居住人口は1,000名を超えたばかりであり、震災前のわずか約5%に止まっている。また、帰還困難区域を多く有しており、町内全域が避難指示解除されるには相当の時間を要する。

このような状況下では、復興・創生期間の令和2年度までに復興を成し遂げることは極めて困難であり、自立的継続的な行政運営が可能となるには、この復興の基本方針に基づき、引き続き国が前面に立ち、長期的に復興に取り組むことが必要不可欠である。

そのため、次のとおり要望する。

(復興・創生期間後の復興庁の体制継続)

- ・復興・創生期間後の復興庁の後継組織については、現行と同様に専任の大臣を置き、復旧・復興事業の推進や町の要望・課題にワンストップで対応できる支援体制を継続すること。

(復興・創生期間後の財源確保と人的支援)

- ・復興・創生期間後も復興庁の後継組織が中心となり、復旧・復興事業の継続的な財源確保や人的支援等、町民の帰還を促進するために最大限の支援をすること。

(帰還困難区域の再生)

- ・特定復興再生拠点区域外について、荒廃家屋の解体や繁茂した草木の伐採等、環境保全に努めるとともに、帰還困難区域全域の避難指示解除に向けて、今後の政策の方向性を早急に示すこと。

(農業の再生)

- ・早期に農業再生を図るため、営農再開に向けたビジョン策定と実行、カントリーエレベーター整備やほ場整備等を進めるに当たり、迅速かつ柔軟な対応をするとともに財源確保や人的支援、風評被害の払拭等、最大限の支援をすること。

(中心市街地の再生)

- ・ 浪江駅周辺における中心市街地の再生について、住環境の整備も含めた中心市街地の包括的な整備に係る財源確保を行うこと。

以上